

# 解散関連の改正通知・事務連絡発 出について(厚年基金)

対象先	DB年金	<b>厚年基金</b>	DC	退職金	その他
内容	<b>法令通知</b>	財政運営	資産運用	会計基準	その他

ご参考に厚年基金以外お客様にも送付させていただきます。

## ポイント

標記につき、改正通知・事務連絡が発出されましたのでご案内いたします。

### ➤ 改正通知のポイント

解散に係る理由要件（母体企業の経営悪化等）の撤廃

解散に係る事前手続き要件の見直し

全事業主の2/3以上の同意が必要（現行3/4以上）

全加入員の2/3以上の同意が必要（現行3/4以上）

従前の「解散事前協議書」を廃止し、「解散方針議決報告書」を定める

### ➤ 事務連絡のポイント

代行返上（将来返上）の認可申請時に、その後解散する旨の同意も得ている場合、当該同意は解散の認可申請時にも有効とされた  
（次頁ご参照）

### ➤ 施行日：平成25年10月1日

解散・移行認可申請日が施行日以降の場合は、本内容を適用（同意取得日によらない）

平成25年9月18日年発0918第2号（平成9年3月31日付年発1682号の一部改正）

平成25年9月18日年発0918第3号（平成23年8月10日付年発0810第8号の一部改正）

平成25年9月18日年企発0918第1号（平成15年5月30日付年企発0530001号・年運発第0530001号の一部改正）

平成25年9月18日年企発0918第2号

平成25年9月18日事務連絡

## 平成25年9月18日付事務連絡の内容

代行返上(将来返上)の認可を受けた後に解散の認可申請を行う場合には、代行返上の認可申請の際に将来解散する旨の事業主、加入員、労働組合の同意を併せて得ていれば、当該同意は解散の認可等の申請においても有効としてよいとされ、その場合の具体的な取扱いが示されました。

～以下は、解散認可申請時における取扱いです～

### 1.事業主の同意

将来返上認可申請時から解散認可申請時までに事業所数及び事業主に変更がない場合  
将来返上認可申請時の同意書が有効(添付不要)

将来返上認可申請時から解散認可申請時までに事業所数及び事業主に変更がある場合  
将来返上認可申請時の同意書のうち、減少事業所分及び事業主変更分に係る同意書は無効  
残りの有効同意事業所数が解散認可申請時の事業所総数の2/3以上であれば、新規事業所の同意書は添付省略可能  
2/3未満であれば、2/3以上になるように新規事業所の同意を得た上で、当該同意書の添付要

### 2.加入員の同意

将来返上申請時に加入員の個々の同意を得ている場合

将来返上認可申請時の同意加入員数から解散認可申請時までに資格喪失した者及び非同意に意向が変わった者を控除した残りの有効同意加入員数が、解散認可申請時<sup>1</sup>の加入員総数の2/3以上であれば、同意書は添付不要

2/3未満であれば、2/3以上になるように解散認可申請時までに資格取得した者及び将来返上認可申請時に非同意であった者の同意を得た上で、当該新たに同意した加入員の同意書の添付要

1 解散認可申請に係る代議員会の議決前1月以内

将来返上申請時に加入員の個々の同意を得ていなかった場合<sup>2</sup>

解散に当たっては、加入員の個々の同意を労働組合の同意に代えることはできないことから、改めて加入員の同意を得る必要あり

2 加入員の2/3を超える者で組織する労働組合の同意を得ていた場合又は労働組合の組合員数及びその他の加入員数の合計が2/3以上となるように同意を得ていた場合

### 3.労働組合の同意

将来返上認可申請時の労働組合の同意書が有効(添付不要)

新たに1/3以上の組織率で組織された労働組合がある場合は、当該労働組合の同意書の添付要  
なお、上記方法によらず、将来返上認可申請時と同様の方法で再度同意を取ることも可能

以上